

## 欧州特許庁、ダブルパテントの禁止を認める

筆者：フランセスカ・ジオヴァンニーニ (Francesca Giovannini)

2021年6月22日、欧州特許庁拡大審判部は、審決 ([G4/19](#)) を発行しました。当該審決において、欧州特許出願は審査においてダブルパテントの禁止を理由として拒絶され得るとの判定が下されました。したがって、同一出願人の同一発明に係る2つの欧州特許の許可が除外されることとなります。当該事件において、当該欧州特許出願の権利範囲は、同一出願人に対して許可付与された欧州特許と同じ権利範囲です。当該欧州特許出願は、当該欧州特許に基づく優先権を主張し、それ故に、審査部に拒絶されました。この禁止判定は現在、欧州特許条約に基づき最高司法当局により認められました。出願人は、同じ日に出願された2つの欧州特許出願の場合に、共通の（国又は欧州、すなわち、国内）優先権を有する欧州出願の場合に、そして、欧州出願及びその分割出願であって先の欧州出願に基づく優先権（国内優先権）を主張する出願の場合に、2つの出願のうち1つが特許付与された時点で、この禁止を考慮すべきです。結果的に、国内優先権制度を利用して、欧州特許により与えられる保護を1年延長することができなくなります。

審決 G4/19 についての詳しい説明及び記事は、弊所7月ニュースレターにてお届けします。